

1. 都市計画審議会での報告について

- ・札幌市環境影響評価条例（第43条）において、環境影響評価の手続きは都市計画の変更の手続きと併せて行うことになっています。
- ・このたび、配慮書の縦覧、住民説明会、環境影響評価審議会での事前説明を行ったことから都市計画審議会においても報告を行います。

2. もみじ台地域の土地利用再編について

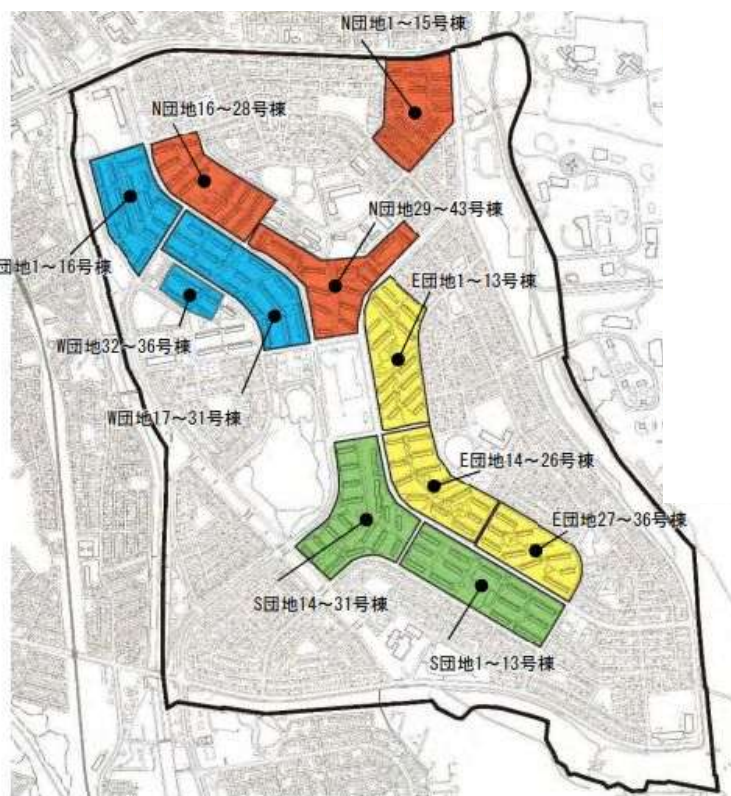
■事業の背景・目的

- ・近年、人口減少・少子高齢化が進行し児童生徒数の減少に伴い、小・中学校が統合されたほか、大規模な市営住宅をはじめとした公共施設は今後順次**更新時期**を迎えます。
- ・もみじ台地域は、高度経済成長期の急激な人口増加に対応するため、札幌市が**約50年前に開発**した住宅団地です。
- ・このため、もみじ台地域の現状や課題、地域住民の意向等を踏まえ、令和6年3月に策定した「もみじ台地域まちづくり指針」に基づき、**土地利用の再編**を行っていきます。

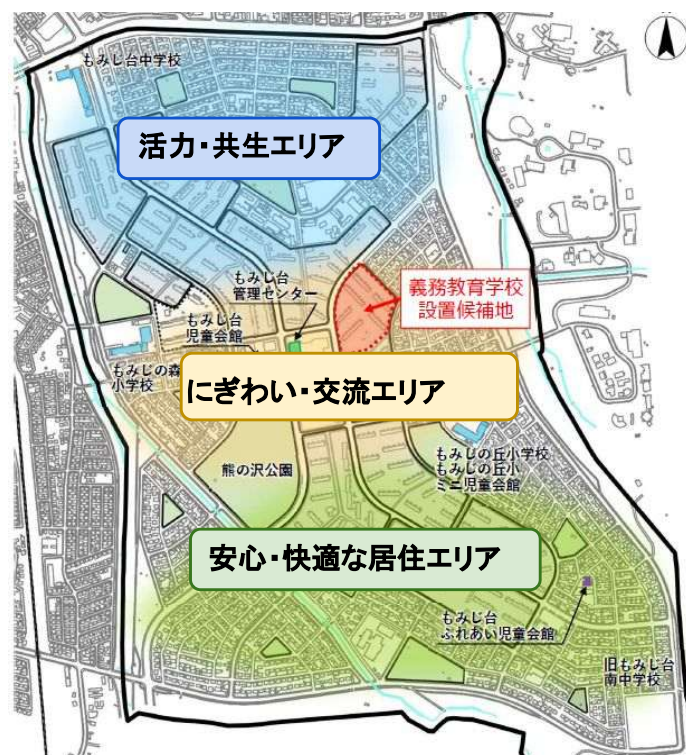
■土地利用再編方針

- ・「もみじ台地域まちづくり指針」に示されている、もみじ台地域が目指すまちの将来像である、「“いままで”と“これから”が共存し賑わいが生まれる新たなもみじ台」を踏まえ、令和8年度の土地利用再編方針の策定を目指し検討を進めています。
- ・具体的には、下図の通り、「義務教育学校の設置」、「市営住宅の再整備」、「市営住宅跡地の活用」、「公園の移転再整備」などについて、一体的に行うことを検討しています。
- ・また、この検討と並行して環境影響評価を行うことで、環境への適正な配慮を確保します。

【もみじ台地域の市営住宅】



【もみじ台地域まちづくり指針の土地利用再編のイメージ】



3. 環境影響評価の概要

■環境影響評価とは：

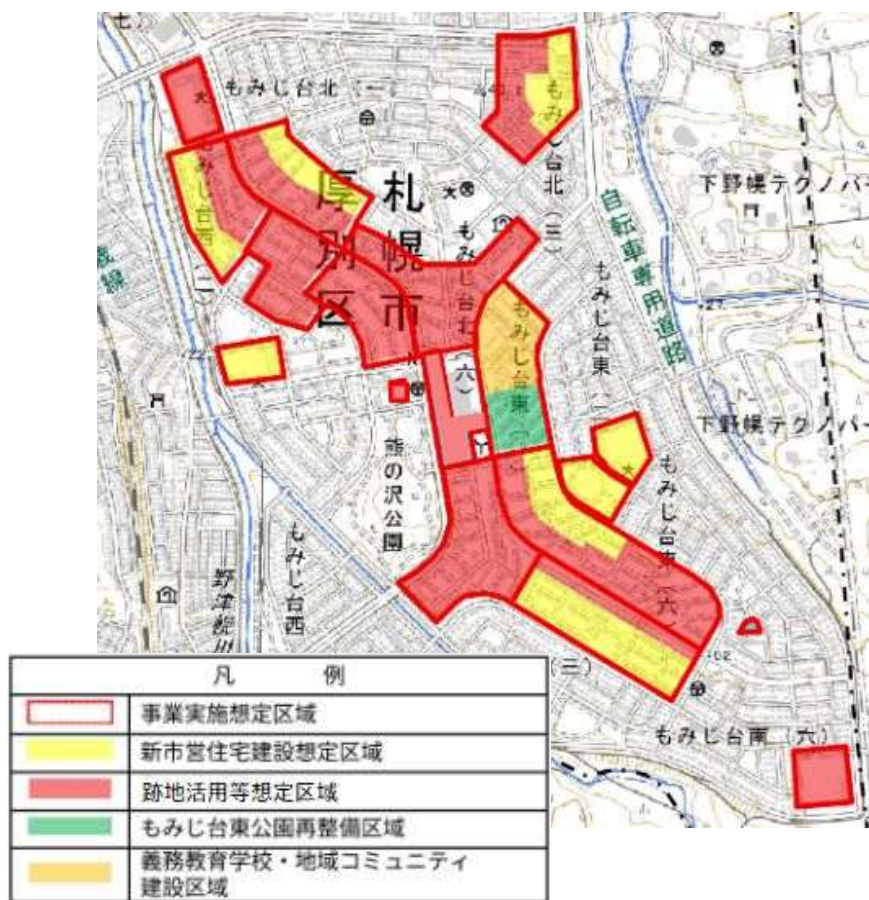
この条例は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、事前配慮及び環境影響評価並びに事後調査が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

■環境影響評価の対象

「もみじ台地域のまちづくり」という同一目的で、合計50ha以上となる、市営住宅、学校、跡地活用を一体的に行うことから、複合開発事業として環境影響評価の対象となります。

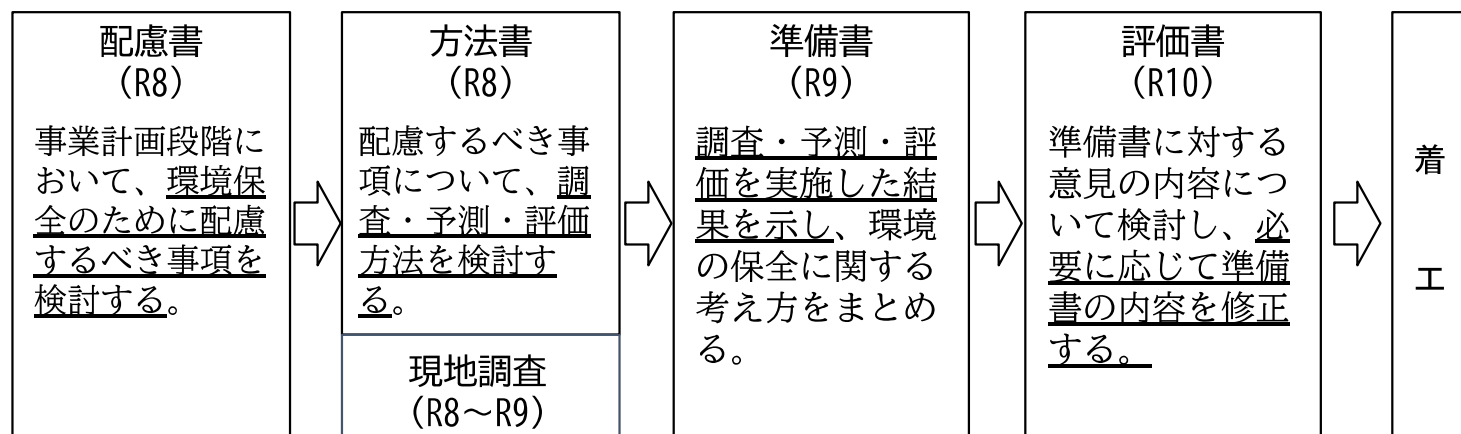


【事業実施想定区域】



注：図は検討中のものであり、決まったものではありません

■環境影響評価の手続フロー図



4. 環境保全のために配慮すべき事項の選定

・方法書以降の手続きで、**検討を行う環境要素**を**下表の通り選定**しました。今後、環境影響評価審議会に諮問のうえ、これらの要素について**調査・予測・評価を行っていきます**。

【今後、検討を行う環境要素（◇）】

影響要因 環境要素	工事中の影響 を予測して 評価する項目	供用後の影響 を予測して 評価する項目	影響要因 環境要素	工事中の影響 を予測して 評価する項目	供用後の影響 を予測して 評価する項目
大気質	◇	◇	動植物		◇
騒音	◇	◇	生態系		◇
振動	◇	◇	景観		◇
水質	◇	◇	人と自然のふれあい活動の場		◇
日照阻害		◇	廃棄物等	◇	
電波障害		◇	温室効果ガス		◇

5. 配慮書段階における検討内容

・配慮書段階において、**環境に与える影響が大きい**と考えられる項目について、下記の2つを想定し、あらかじめ**環境に与える影響を検討**しました。

①市営住宅の跡地に、**新たな施設を誘致**を想定して、**供用後の「大気質、騒音、振動」への影響**について**商業施設(専門店)の面積**を複数設定(20,000㎡、30,000㎡)し、検討しました。

②市営住宅建設の影響を想定して、**供用後の「日照阻害」への影響**について、公園への**市営住宅建設を想定し高さや配置**を複数設定し、検討しました。

(①・②共に、建設することが確定したものではありません。)

■配慮書段階における検討結果

・上記①、②について、既往文献や現時点での想定に基づき予測した結果、**環境基準や建築に係る規制をクリア**することが確認されました。

6. 配慮書に関するスケジュールについて

- ・「配慮書」について、**環境影響評価審議会**で説明し、有識者からの意見をもらいます。
- ・また、区役所等での「配慮書」の**縦覧**や、**住民説明会**を行い、住民の意見を募ります。
- ・「配慮書」の縦覧後、「配慮書」への住民の意見に対する市の考え方を**見解書にまとめ**、区役所等で**縦覧**します。
- ・環境影響評価審議会の答申を受けて、市長意見をいただきます。
- ・「配慮書」で決まった環境保全のために配慮すべき事項について、今後、次のステップである「方法書」で具体的な調査・予測・評価方法を検討します。

スケジュール(予定)	7月	8月	9月	10月
新聞にて縦覧期間・説明会日時のお知らせ	★7/2掲載予定 (広報さっぽろ7月号にも掲載)			
配慮書縦覧	■7/2~7/31			
住民説明会	★7/17			
環境影響評価審議会	■			
見解書の告示・縦覧			■	